

令和4年7月臨時会
(2022年)

議案書②

7月13日提出

【条例】

市議案第63号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）7月13日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

豊中市歴史的文化的文書審議会及び春日大社南郷目代今西氏屋敷史跡整備委員会を廃止するとともに、豊中市行政文書等審議会を設置するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

執行機関の附属機関に関する条例の一部を改正する条例

執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)			(改 正 後)			
(設置) 第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めのあるものを除くほか、市に執行機関の附属機関として、次の委員会を置く。			(設置) 第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めのあるものを除くほか、市に執行機関の附属機関として、次の委員会を置く。			
附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担当事務	附属機関の 属する執行 機関	附属機関	担当事務	
市長	(省 略)		市長	(省 略)		
	豊中市歴史的文化的文書審議会	歴史的文化的価値を有する文書の保存及び利用についての諸課題の調査審議に関する事務				
	(省 略)			(省 略)		
	豊中市バリアフリー推進協議会	(省 略)		豊中市バリアフリー推進協議会	(省 略)	
教育委員会	(省 略)		教育委員会	(省 略)		
	春日大社南郷目代今西氏屋敷史跡整備委員会	春日大社南郷目代今西氏屋敷史跡整備計画の策定等についての調査審議に関する事務		豊中市行政文書等審議会	行政文書等の管理についての重要事項の調査審議に関する事務	
	(省 略)			(省 略)		
	(省 略)			(省 略)		

附 則

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。ただし、春日大社南郷目代今西氏屋敷史跡整備委員会に関する部分を削る改正規定及び次項の規定（第2条第1項第69号中「春日大社南郷目代今西氏屋敷史跡整備委員会」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 委員等の報酬及び費用弁償条例（昭和31年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第69号中「歴史的文化的文書審議会、」及び「春日大社南郷目代今西氏屋敷史跡整備委員会」を削る。

市議案第64号

市長等の退職手当の特例に関する条例の設定について

市長等の退職手当の特例に関する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）7月13日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

市長，副市長，上下水道事業管理者，病院事業管理者及び教育長の退職手当について減額特例措置を講じるため，提案するものである。

豊中市条例第 号

市長等の退職手当の特例に関する条例

この条例の施行の日において市長，副市長又は教育長である者及び同日以後新たに副市長，上下水道事業管理者，病院事業管理者又は教育長となる者の退職手当の額は，市長等の退職手当に関する条例（平成11年豊中市条例第20号）第3条の規定にかかわらず，同条の規定により算定して得た額から，市長にあってはその100分の50，副市長，上下水道事業管理者，病院事業管理者及び教育長にあってはその100分の30に相当する額を減じた額とする。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 この条例は，この条例の施行の際現に市長の職にある者が退職した日限り，その効力を失う。
- 3 前項の規定にかかわらず，市長が退職した日において現に副市長，上下水道事業管理者，病院事業管理者又は教育長の職にある者については，この条例の規定は，同日後もこれらの者の退職する日までの間は，なおその効力を有する。

市議案第65号

豊中市債権の管理に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

豊中市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように設定するものとする。

令和4年（2022年）7月13日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

私債権の履行遅滞に係る損害賠償金の額の計算方法その他
所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市債権の管理に関する条例の一部を改正する条例

豊中市債権の管理に関する条例（平成25年豊中市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>(私債権の履行遅滞に係る損害賠償金)</u></p> <p><u>第8条 前条の規定により私債権に係る督促を受けた者は、履行期限後に当該債権を納付する場合において、当該債権の額が2,000円以上（1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）であるときは、当該債権の額に、当該履行期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、民法（明治29年法律第89号）第419条第1項に規定する法定利率を乗じて計算して得た金額に相当する損害賠償金の額を加算して納付しなければならない。ただし、損害賠償金の確定金額に100円未満の端数がある場合における当該端数金額又は損害賠償金の確定金額が1,000円未満である場合における当該確定金額については、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項における年当たりの割合は、^{じゆん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により損害賠償金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる債権の額の一部が納付されているときは、その納付の日の翌日以後の期間に係る損害賠償金の額の計算の基礎となる債権の額は、その納付された金額を控除した額とする。</u></p> <p><u>4 第1項の規定により損害賠償金の額をその計算の基礎となる債権の額に加算して納付すべき場合において、納付された金額が当該計算の基礎となる債権の額に達するまでは、当該納付された金額は、まず当該計算の基礎とな</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(滞納者に関する情報の利用等)</p> <p>第8条 (省 略)</p> <p>(強制執行, 徴収停止等)</p> <p>第9条 (省 略)</p> <p>(債権の放棄)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>(報告)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>(公営企業管理者が管理する債権への適用)</p> <p>第12条 公営企業管理者が管理する債権に係るこの条例の適用については、<u>この条例の規定(前条の規定を除く。)</u>中「市長」とあるのは、「<u>地方公営企業の管理者</u>」とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第13条 (省 略)</p>	<p><u>る債権に充てられたものとする。</u></p> <p>5 <u>市長は、やむを得ない理由があると認める場合は、第1項に規定する損害賠償金の全部又は一部を徴収しないことができる。</u></p> <p>6 <u>前各項の規定は、他の条例、市規則又は契約で別段の定めをすることを妨げない。</u></p> <p>(滞納者に関する情報の利用等)</p> <p>第9条 (省 略)</p> <p>(強制執行, 徴収停止等)</p> <p>第10条 (省 略)</p> <p>(債権の放棄)</p> <p>第11条 (省 略)</p> <p>(報告)</p> <p>第12条 (省 略)</p> <p>(公営企業管理者が管理する債権への適用)</p> <p>第13条 公営企業管理者が管理する債権に係るこの条例の適用については、<u>第4条から第11条までの規定中「市長」とあるのは「地方公営企業の管理者」と、第4条から第6条まで、第8条及び次条の規定中「市規則」とあるのは「管理規程」とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第14条 (省 略)</p>

附 則

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

2 この条例による改正後の豊中市債権の管理に関する条例第8条の規定は、この条例の施行の日以後に額が確定する損害賠償金について適用する。

市議案第66号

手数料条例の一部を改正する条例の設定について
手数料条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）7月13日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い、所要の規定を整備するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）				（ 改 正 後 ）			
別表第3 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）関係				別表第3 狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）関係			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
1	第4条第2項の規定に基づく 犬の登録		(省 略)	1	第4条第2項の規定に基づく 犬の登録（動物の愛護及び管理 に関する法律（昭和48年法律 第105号）第39条の7第2 項の規定により第4条第1項 の登録の申請があったものと みなされる場合を除く。）		(省 略)
(省 略)				(省 略)			
別表第26 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号） 関係 表の部分 (省 略)				別表第26 動物の愛護及び管理に関する法律関係 表の部分 (省 略)			

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第67号

豊中市市税条例等の一部を改正する条例の設定に
ついて

豊中市市税条例等の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）7月13日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

地方税法等の改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用期限の延長、上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直しその他所要の規定を改正するとともに、下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置を講じるため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市市税条例等の一部を改正する条例

(豊中市市税条例の一部改正)

第1条 豊中市市税条例(平成15年豊中市条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第18条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p><u>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時まで)に提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるとき(特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第27条第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第28条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (省 略)</p>	<p>(所得割の課税標準)</p> <p>第18条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p><u>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p> <p>5 (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 第27条第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第28条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第22条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号若しくは第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を</p>	<p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他法施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第22条の2 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号若しくは第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金（市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。）を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第20条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人(所得税法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第155号)附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。)に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(6)～(9) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第24条 所得割の納税義務者が、第18条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第20条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、法施行令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところに</p>	<p>超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>(5) 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人に対する寄附金(出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)</p> <p>(6)～(9) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第24条 所得割の納税義務者が、第18条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第20条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、法施行令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところに</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>より、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る<u>年度分</u>の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第27条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（法施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。</u>）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）及び第15条第2項に規定する者（法施行規則第2条の2第1項の表の上欄の（二）に掲げる者を除く。）につい</p>	<p>より、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分</u>の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</p> <p>3 (省 略)</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第27条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項各号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（法施行令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）</u>）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第22条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けよう</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>ては、この限りでない。</p> <p>2～8 (省 略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>)</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p><u>(2)・(3)</u> (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>)</p>	<p>とするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第15条第2項に規定する者(法施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p> <p>2～8 (省 略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p> <p>第28条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p><u>(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が10,000,000円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が1,330,000円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、<u>扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p><u>(2)・(3)</u> (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>第8条の2の2 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11</p>	<p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、<u>特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）</u>を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p><u>(2) 特定配偶者の氏名</u></p> <p><u>(3)・(4)</u> (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>第8条の2の2 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第11条の2 (省 略)</p> <p><u>2～9 (省 略)</u></p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第36条の2 (省 略)</p> <p><u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第18条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第20条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない。</u></p>	<p>年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第20条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第11条の2 (省 略)</p> <p><u>2 法附則第15条第2項第5号の条例で定める割合は、5分の4とする。</u></p> <p><u>3～10 (省 略)</u></p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第36条の2 (省 略)</p> <p><u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(1) <u>第18条第4項ただし書の規定の適用がある場合</u></p> <p>(2) <u>第18条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。</u></p> <p>3 (省 略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第39条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第44条の2 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)</u></p>	<p>3 (省 略)</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第39条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで<u>又は第37条の8</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第44条の2 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り，適用する。ただし，第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して，同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは，この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第27条第1項の規定による申告書</u></p> <p><u>(2) 第28条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u></p> <p>5 (省 略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第45条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は，条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り，適用する。ただし，第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して，同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは，この限りでない。</u></p> <p><u>(1) 第27条第1項の規定による申告書</u></p>	<p>5 (省 略)</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第45条 (省 略)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 <u>前項後段の規定は，条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第28条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り，適用する。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(2) <u>第28条第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)</u></p> <p>5 (省 略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第24条の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第45条第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年の翌年の4月1日の属する年度分</u>の同条第4項に規定する<u>条約適用配当等申告書</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合<u>(条約適用配当等申告書にそれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)</u>であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第18条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第51条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号。<u>次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。</u>)第5条第4項</p>	<p>5 (省 略)</p> <p>6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第24条の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第45条第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年分の所得税に係る</u>同条第4項に規定する<u>確定申告書</u>にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第18条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第51条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しく</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第22条の2の規定を適用する。</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u></p> <p><u>第52条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第8条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。</u></p> <p><u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則第8条の2の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」とする。</u></p>	<p>は延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第22条の2の規定を適用する。</p>

(豊中市市税条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 豊中市市税条例及び固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例(令和3年豊中市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第1条の表中

<p>「</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項</p>	<p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項</p>
--	---

に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (省 略)

2～5 (省 略)

に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（年齢16歳未満の者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (省 略)

2～5 (省 略)

」を

〔 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有する者（以下この条におい

〔 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第28条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が9,000,000円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第48条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が950,000円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する

て「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (省 略)

2～5 (省 略)

者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (省 略)

2～5 (省 略)

」に

改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中豊中市市税条例第28条の2の見出し及び同条第1項並びに第28条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第8条の2の2第1項、第39条第3項及び第51条の改正規定並びに同条例附則第52条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和5年1月1日

(2) 第1条中豊中市市税条例第18条第4項及び第6項、第24第1項及び第2項並びに第27条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第36条の2第2項、第44条の2第4項並びに第45条第4項及び第6項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の豊中市市税条例(以下「新条例」という。)第28条の2第1項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「1号施行日」という。)以後に支払を受けるべき第28条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の豊中市市税条例(次項において「旧条例」という。)第28条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例第28条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第28条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第28条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。
- 3 前条第2号に掲げる規定による改正後の豊中市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

市議案第68号

豊中市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）7月13日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

本町休日保育を廃止するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

豊中市立幼保連携型認定こども園条例（平成27年豊中市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）												
<p>（延長保育等）</p> <p>第7条 認定こども園は、園児その他市長が必要と認めた者（以下「園児等」という。）の保護者から申込みがあったときは、当該園児等に対し、次に掲げる事業を行うことができる。<u>ただし、第3号に掲げる事業は、豊中市立本町こども園で行う。</u></p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 本町休日保育（保護者の就労、傷病等により、園児等に対し日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（12月31日から翌年の1月3日までの期間内にある日曜日及び同法に規定する休日を除く。）並びに12月29日及び同月30日に保育を行う事業をいう。以下同じ。）</u></p> <p>2 前項各号に掲げる事業の1日当たりの定員は、次の各号に掲げる事業の種類に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 本町休日保育 25人</u></p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">保育料（1人につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	保育料（1人につき）	(省 略)			<p>（延長保育等）</p> <p>第7条 認定こども園は、園児その他市長が必要と認めた者（以下「園児等」という。）の保護者から申込みがあったときは、当該園児等に対し、次に掲げる事業を行うことができる。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>2 前項各号に掲げる事業の1日当たりの定員は、次の各号に掲げる事業の種類に応じ、当該各号に定める数とする。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>3・4 (省 略)</p> <p>別表第2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">区分</th> <th style="width: 33%;">単位</th> <th style="width: 33%;">保育料（1人につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(省 略)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	保育料（1人につき）	(省 略)		
区分	単位	保育料（1人につき）											
(省 略)													
区分	単位	保育料（1人につき）											
(省 略)													

(現 行)			(改 正 後)
<u>本町休日保育</u>	<u>1日</u>	<u>2,500円</u>	備考 (省 略)
備考 (省 略)			

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

市議案第69号

豊中市千里文化センター条例の一部を改正する条例
の設定について

豊中市千里文化センター条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）7月13日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

庄内コラボセンター及び庄内コラボセンター自動車駐車場の新設に伴い、同施設の名称、位置及び使用料の限度額を定めるとともに、その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市千里文化センター条例の一部を改正する条例

豊中市千里文化センター条例（平成19年豊中市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）						
<p style="text-align: center;"><u>豊中市千里文化センター条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 <u>生涯学習の振興、健康の増進及び市民の利便性の向上を図り</u>，市民相互及び世代間の交流を促進するため，豊中市に<u>千里文化センター</u>を設置する。</p> <p><u>（名称及び位置）</u></p> <p>第2条 <u>千里文化センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1） <u>名称</u> 豊中市千里文化センター</p> <p>（2） <u>位置</u> 豊中市新千里東町1丁目2番2号</p> <p><u>（施設の構成等）</u></p> <p>第3条 <u>豊中市千里文化センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる施設をもって構成する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>豊中市コラボセンター条例</u></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 市民の利便性の向上を<u>図るとともに</u>，市民相互及び世代間の交流を促進するため，豊中市に<u>コラボセンター</u>を設置する。</p> <p><u>（名称及び位置）</u></p> <p>第2条 <u>コラボセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>豊中市千里文化センター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>豊中市新千里東町1丁目2番2号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>豊中市庄内コラボセンター</u></td> <td style="text-align: center;"><u>豊中市庄内幸町4丁目29番1号</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 <u>豊中市庄内コラボセンターに自動車駐車を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <p>（1） <u>名称</u> 豊中市庄内コラボセンター自動車駐車場</p> <p>（2） <u>位置</u> 豊中市庄内幸町4丁目5番，29番，29番2，30番，31番，32番及び299番</p> <p><u>（施設の相互連携）</u></p> <p>第3条 <u>前条第1項の表の左欄に掲げる施設及び同表の右欄の位置に所在する図書館、公民館その他の市有施設は、相互に連携することにより、有機的な運営を図るものとする。</u></p>	名称	位置	<u>豊中市千里文化センター</u>	<u>豊中市新千里東町1丁目2番2号</u>	<u>豊中市庄内コラボセンター</u>	<u>豊中市庄内幸町4丁目29番1号</u>
名称	位置						
<u>豊中市千里文化センター</u>	<u>豊中市新千里東町1丁目2番2号</u>						
<u>豊中市庄内コラボセンター</u>	<u>豊中市庄内幸町4丁目29番1号</u>						

(現 行)	(改 正 後)
<p>(1) <u>豊中市役所出張所設置条例(昭和29年豊中市条例第38号)本則表に規定する豊中市役所新千里出張所</u></p> <p>(2) <u>豊中市保健センター条例(昭和42年豊中市条例第10号。第5条において「保健センター条例」という。)</u>第2条第2項に規定する<u>豊中市立千里保健センター</u></p> <p>(3) <u>公民館条例(昭和33年豊中市条例第6号)別表第1に規定する豊中市立千里公民館</u></p> <p>(4) <u>図書館条例(昭和25年豊中市条例第22号)別表に規定する豊中市立千里図書館</u></p> <p>(5) <u>多目的スペース</u></p> <p>2 <u>センターは、前項各号に掲げる施設相互の連絡調整を密にすることにより、有機的な運営を図るものとする。</u></p> <p>(職員)</p> <p>第4条 <u>センターにセンター長その他必要な職員を置く。</u></p> <p>(事業)</p> <p>第5条 <u>センターは、保健センター条例、公民館条例及び図書館条例に定めるもののほか、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>2 市長は、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、<u>センターの施設(第3条第1項第1号から第4号までに掲げる施設を除く。以下同じ。)</u>を一般の利用に供することができる。</p> <p><u>(関係条例)</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第4条 <u>豊中市千里文化センター及び豊中市庄内コラボセンター(以下「センター」という。)</u>にセンター長その他必要な職員を置く。</p> <p>(事業)</p> <p>第5条 センターは、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>2 市長は、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、センターの施設を一般の利用に供することができる。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>第6条</u> <u>第3条第1項第2号から第4号までに掲げる施設の管理運営については、それぞれ当該各号に規定する条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。</u></p> <p>(使用承認)</p> <p><u>第7条</u> (省 略)</p> <p>(使用制限)</p> <p><u>第8条</u> (省 略)</p> <p>(使用承認の取消し等)</p> <p><u>第9条</u> (省 略)</p> <p>(入館の禁止)</p> <p><u>第10条</u> (省 略)</p> <p>(使用料等)</p> <p><u>第11条</u> 使用者は、<u>別表</u>に定める額の範囲内で市規則で定める使用料を前納しなければならない。</p> <p><u>2</u> 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>前項</u>の使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p><u>第12条</u> (省 略)</p> <p>(使用者の義務)</p>	<p>(使用承認)</p> <p><u>第6条</u> (省 略)</p> <p>(使用制限)</p> <p><u>第7条</u> (省 略)</p> <p>(使用承認の取消し等)</p> <p><u>第8条</u> (省 略)</p> <p>(入館の禁止)</p> <p><u>第9条</u> (省 略)</p> <p>(使用料等)</p> <p><u>第10条</u> 使用者は、<u>別表第1</u>に定める額の範囲内で市規則で定める使用料を前納しなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>第2条第2項に規定する豊中市庄内コラボセンター自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を使用する者は、自動車を駐車場から出場させる時に別表第2に定める額の範囲内で市規則で定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p><u>3</u> 市長は、特別の理由があると認めるときは、<u>前2項</u>の使用料を減免することができる。</p> <p>(使用料の返還)</p> <p><u>第11条</u> (省 略)</p> <p>(使用者の義務)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>第13条</u> 使用者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 建物、附属物又は器具を滅失又は<u>き損</u>しないこと。</p> <p>(4)～(6) (省 略)</p> <p>(設備の承認等)</p> <p><u>第14条</u> (省 略)</p> <p>2 使用者は、前項の規定により設備又は装飾をしたときは、使用後速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。<u>第9条第1項</u>の規定により使用承認を取り消されたときも同様とする。</p> <p>3 (省 略)</p>	<p><u>第12条</u> 使用者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 建物、附属物又は器具を滅失又は<u>毀損</u>しないこと。</p> <p>(4)～(6) (省 略)</p> <p>(設備の承認等)</p> <p><u>第13条</u> (省 略)</p> <p>2 使用者は、前項の規定により設備又は装飾をしたときは、使用後速やかにこれを撤去して原状に回復しなければならない。<u>第8条第1項</u>の規定により使用承認を取り消されたときも同様とする。</p> <p>3 (省 略)</p> <p><u>(駐車場)</u></p> <p><u>第14条</u> <u>豊中市庄内コラボセンター及び第2条第1項の表豊中市庄内コラボセンターの項の右欄の位置に所在する図書館、公民館その他の市有施設の来館者は、駐車場を使用することができる。</u></p> <p><u>(駐車することができる自動車)</u></p> <p><u>第15条</u> <u>駐車場に駐車することができる自動車は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条の表に規定する普通自動車とし、その長さ、幅、高さ及び重量は、市規則で定める。</u></p> <p><u>(駐車場への入場の禁止)</u></p> <p><u>第16条</u> <u>市長は、前条に規定する自動車が次の各号のいずれかに該当する場合は、駐車場への入場を禁止し、又は出場を命じることができる。</u></p> <p><u>(1) 発火性又は引火性の物品を積載しているとき。</u></p> <p><u>(2) 著しく悪臭を発する物品を積載しているとき。</u></p>

(現 行)

(改 正 後)

(損害賠償)

第15条 使用者の責めに帰すべき理由によって建物、附属物又は器具を滅失し、又はき損したときは、使用者においてその損害を賠償しなければならない。

2 (省 略)

(委任)

第16条 (省 略)

別表

施設名	使用料 (1日につき)
多目的スペース	18,000円

(3) 前2号に掲げるもののほか、市規則で定めるとき。

(禁止行為)

第17条 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 他の自動車の駐車を妨げること。

(2) 駐車場の施設、設備その他の物件又は駐車中の他の自動車を汚損し、又は毀損すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し市長が定める行為
(使用の休止)

第18条 市長は、駐車場の補修その他特に必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一部の使用を休止することができる。

(損害賠償)

第19条 自己の責めに帰すべき理由によってセンター及び駐車場の施設、設備その他の物件を汚損し、毀損し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。

2 (省 略)

(委任)

第20条 (省 略)

別表第1 コラボセンター使用料

1 豊中市千里文化センター

施設名	使用料 (1日につき)
多目的スペース	18,000円

2 豊中市庄内コラボセンター

(現 行)	(改 正 後)	
	<u>施設名</u>	<u>使用料 (1日につき)</u>
	<u>会議室 1</u>	<u>1, 400円</u>
	<u>会議室 2</u>	<u>5, 600円</u>
	<u>会議室 3</u>	<u>4, 700円</u>
	<u>会議室 4</u>	<u>2, 700円</u>
	<u>会議室 5</u>	<u>4, 000円</u>
	<u>会議室 6</u>	<u>1, 900円</u>
	<u>会議室 7</u>	<u>4, 400円</u>
	<u>会議室 8</u>	<u>4, 300円</u>
	<u>会議室 9</u>	<u>4, 300円</u>
	<u>多目的室 1</u>	<u>5, 000円</u>
	<u>多目的室 2</u>	<u>5, 000円</u>
	<u>音楽練習室 1</u>	<u>700円</u>
	<u>音楽練習室 2</u>	<u>700円</u>
	<u>別表第2 豊中市庄内コラボセンター自動車駐車場使用料</u>	
	<u>単位</u>	<u>使用料</u>
	<u>駐車時間が30分以内の場合</u>	<u>無料</u>
	<u>駐車時間が30分を超える場合</u>	<u>30分までごとに100円</u>

附 則

- 1 この条例は、市規則で定める日から施行する。
- 2 豊中市役所出張所設置条例（昭和29年豊中市条例第38号）の一部を次のように改正する。
本則の表中「豊中市庄内幸町5丁目8番1号」を「豊中市庄内幸町4丁目29番1号」に改める。
- 3 豊中市立子育て支援センター条例（平成13年豊中市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 子育て支援センターに分館を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 豊中市立子育て支援センターほっぺ南部分室

(2) 位置 豊中市庄内幸町4丁目29番1号

第3条第1項中「いう。）」を「いう。）」及び豊中市立子育て支援センターほっぺ南部分室」に改める。

4 豊中市保健センター条例（昭和42年豊中市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中「豊中市島江町1丁目3番14-101号」を「豊中市庄内幸町4丁目29番1号」に改める。

第3条第1項第2号及び第3号を削り、同項第4号を同項第2号とし、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「分館を含む」を「豊中市立庄内保健センターを除く」に改め、同項を同条第2項とする。

別表の2の表を削り、別表の3の表を別表の2の表とする。

5 公民館条例（昭和33年豊中市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「豊中市三和町3丁目2番1号」を「豊中市庄内幸町4丁目29番1号」に改める。

別表第2の3の表を次のように改める。

3 庄内公民館

施設の名称	定員	施設使用料（1日につき）
和室	16人	2,300円
料理室	30	3,300
講座室	100	7,000
視聴覚室	39	3,000
陶芸窯室	3	700
制作室	20	2,600
第1学習室	18	1,700
第2学習室	48	4,300

音楽室	32	3,300
第1ダンス練習室	36	3,700
第2ダンス練習室	38	3,700

6 図書館条例（昭和25年豊中市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表中「豊中市三和町3丁目2番1号」を「豊中市庄内幸町4丁目29番1号」に改め、同表中豊中市立庄内幸町図書館の項を削る。

市議案第70号

豊中市立市民公益活動支援センター条例の設定に
ついて

豊中市立市民公益活動支援センター条例を次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）7月13日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

市民公益活動支援センターの新設に伴い，同施設の名称，位置，事業等を定めるため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市立市民公益活動支援センター条例

(設置)

第1条 市民公益活動のための情報発信や交流の機会の提供その他の支援を行うことにより，市民の参加と協働による豊かな地域社会の形成に寄与するため，豊中市に市民公益活動支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 市民公益活動支援センター(以下「センター」という。)の名称及び位置は，次のとおりとする。

- (1) 名称 豊中市立市民公益活動支援センター
- (2) 位置 豊中市庄内幸町4丁目29番1号

(事業)

第3条 センターは，第1条の目的を達成するため，次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民公益活動に関する情報発信及び交流の機会の提供
- (2) 市民公益活動に関する相談
- (3) 市民公益活動に関する情報の収集及び提供
- (4) 市民公益活動に関する講座の開催
- (5) その他市長が必要と認める事業

(入館の禁止)

第4条 市長は，次の各号のいずれかに該当する者には，入館を禁止し，又は退去を命じることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし，若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯する者
- (2) 管理上必要な指示に従わない者
- (3) その他管理上支障があると認める者

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は，市規則で定める。

附 則

この条例は，市規則で定める日から施行する。

市議案第71号

豊中市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正
する条例の設定について

豊中市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を
次のように設定するものとする。

令和4年（2022年）7月13日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の改正による引用条項の移動に伴い、所要の規定を整備するた
め、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

豊中市後期高齢者医療に関する条例（平成20年豊中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(6) 広域連合条例<u>附則第5条第1項</u>の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(7) (省 略)</p>	<p>(市において行う事務)</p> <p>第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(6) 広域連合条例<u>附則第3条第1項</u>の規定による傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</p> <p>(7) (省 略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第72号

豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例
の設定について

豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のよう
に設定するものとする。

令和4年（2022年）7月13日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

建築基準法の改正による引用条項の移動に伴い，所要の規定
を整備するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

豊中市建築基準法施行条例（平成16年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
（確認及び検査等の手数料） 第64条（省略） 2～7（省略） 8 次の表の中欄に掲げる承認、指定、許可又は認定の申請をしようとする者は、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。この場合における当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同欄に掲げる金額とする。			（確認及び検査等の手数料） 第64条（省略） 2～7（省略） 8 次の表の中欄に掲げる承認、指定、許可又は認定の申請をしようとする者は、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。この場合における当該手数料の金額は、1件につきそれぞれ同欄に掲げる金額とする。		
	区分	金額		区分	金額
	事務	名称		事務	名称
（省略）			（省略）		
22	法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	（省略）	22	法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査	（省略）
23	法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	（省略）	23	法第85条第7項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	（省略）
（省略）			（省略）		

(現 行)			(改 正 後)		
36	法第87条の3第5項の規定に基づく用途の変更を伴う興行場等の使用の許可の申請に対する審査	(省 略)	36	法第87条の3第6項の規定に基づく用途の変更を伴う興行場等の使用の許可の申請に対する審査	(省 略)
37	法第87条の3第6項の規定に基づく用途の変更を伴う特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査	(省 略)	37	法第87条の3第7項の規定に基づく用途の変更を伴う特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査	(省 略)
(省 略)			(省 略)		
9～18 (省 略) (仮設建築物等に対する特例) 第68条 第2章及び第3章の規定は、法第85条第5項の規定による許可を受けた仮設建築物若しくは同条第6項の規定による許可を受けた仮設興行場等又は法第87条の3第5項の規定による許可を受けた興行場等若しくは同条第6項の規定による許可を受けた特別興行場等については、適用しない。			9～18 (省 略) (仮設建築物等に対する特例) 第68条 第2章及び第3章の規定は、法第85条第6項の規定による許可を受けた仮設建築物若しくは同条第7項の規定による許可を受けた仮設興行場等又は法第87条の3第6項の規定による許可を受けた興行場等若しくは同条第7項の規定による許可を受けた特別興行場等については、適用しない。		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。